⑵　契約図書の交付期間及び方法
①　交付期間　入札公告の日から令和８年９月10日16時まで
②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載
⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期間及び方法
①　提出期間　入札公告の日から令和８年９月10日16時まで
②　提出方法　電子入札システム、電子メールまたは書留郵便等
⑷　入札書の提出期限、方法及び開札日時
①　入札書の提出
㈠　提出期限　令和９年４月２日16時
㈡　提出方法　電子入札システム
②　開札日時　令和９年４月５日10時00分
4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　要
②　契約保証　要
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（高度技術提案評価型）
⑸　見積活用方式の有無　有
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yasuaki Kaneda, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Seismic Reinforcement Works of Tonegawa Bridge on Tohoku Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 September 2026
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 2 April 2027
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Chieko Miki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年８月４日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事名　Ｒ８・９能越道　池田川橋下部その１工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
2　工事場所　石川県輪島市山ノ上町地先
3　工事内容
橋梁下部
橋台工　１式
深礎工　９本
橋台躯体工　１基
仮設工　１式
4　申請の時期
令和８年８月４日から令和８年８月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和８年８月27日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。
https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。
○「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の写し
【提出先】
北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　地域維持型建設共同企業体の構成　地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。
①　北陸地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）
ただし、地域維持型建設共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合わせで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。
⑥　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。